

## 働き方改革推進支援助成金申請にあたっての注意事項

**※鍼灸整骨院やエステサロン等における労働能率の増進に資する設備・機器等の導入を検討される事業者の方はご一読ください。**

「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」を改善事業として、鍼灸整骨院における低周波治療器や EMS 機器、エステサロンにおける美容機器、痩身機器、光脱毛器等を導入予定機器とする交付申請が多く寄せられています。

以下に記載する点について、客観的かつ合理的な疎明がなされないことから、導入予定機器が「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当すると判断できず、不交付・不支給となる事例がありますので、導入を検討されている方はご留意ください。

### (1) 改善事業「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」の考え方

「労働能率の増進に資する」とは、「A という効果を得るため、現在は B という方法を用いることで労働者が直接作業する時間に〇分要しているところ、同じ A という効果を得るため、導入予定機器 C を用いて作業することで労働者が直接作業する時間が△分に短縮できる（当該効果を「労働能率増進効果」と呼びます。）ということを意味します。

例として、「飲食店における自動食洗機の導入」の場合は、「食器を洗浄するため、現在は労働者が手洗いをしており1日2時間程度要しているが、自動食洗機を用いて作業することで労働者が直接作業する時間は食器の予洗いと自動食洗機への出し入れの1日30分程度に短縮できる。」ことが挙げられます。

**機器が稼働している時間ではなく、あくまで、労働者が直接作業する時間を比較することが必要**となり、交付申請においては、事業場の実情に応じて、導入予定機器にこのような労働能率増進効果があることを具体的に疎明していただくこととなります。なお、機器増台等による、労働者及び受術者の待ち時間の縮減は、本改善事業における労働能率増進には当たらないことにご留意願います。

## (2) 鍼灸整骨院やエステサロン等における導入予定機器の特徴

自動食洗機のように、その使用目的及び使用することで得られる効果とその効果の程度が広く一般に認知されている機器の多くは、申請者による主観的な申立てと機器のカタログ等により労働能率増進効果があると考えられますが、鍼灸整骨院やエステサロン等における導入予定機器は、新技術による機能が搭載された専門的な機器であることが多く、一般的なカタログのみではその記載内容も曖昧かつ抽象的であることから、事業場の現在の作業方法と比較して労働能率増進効果があると判断することが非常に困難であり、より客観的かつ合理的な疎明が必要となります。

### (3) 労働能率増進効果を判断するために必要な資料

このような事情により、当局では、鍼灸整骨院やエステサロン等における一部の導入予定機器については、支給要領に基づき、申請書受理後に以下の事項ア～ウに係る資料のご提出をお願いしております。

これらの資料が提出され、当局が「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」に該当すると判断できた場合に限り交付決定できるものであることについてご了承ください。

ア 現在行っている施術（イの導入予定機器を用いた施術に対応する部分）によって

（ア）得られる効果、（イ）施術の内容、（ウ）施術に要する時間を明らかにするもの。

（（イ）（ウ）については、内訳として実際に労働者の作業を要する事項を明らかにするものであること。）

イ 導入予定機器を用いた施術によって（ア）得られる効果、（イ）施術の内容、（ウ）施

術に要する時間を明らかにするもの。（（イ）（ウ）については、内訳として実際に労働者の作業を要する事項を明らかにするものであること。）

ウ 導入予定機器を用いた施術によって得られる効果の程度が現在行っている施術に

よって得られる効果と同等以上であることを明らかにするもの。

※ ア、イ、ウについては、客観的かつ合理的な資料を用いて疎明してください。

※ ウについては特に、主観的な申立てだけでは労働能率増進効果があると判断することはできませんので、客観的かつ合理的な資料を用いて疎明してください。

機器メーカーが作成した一般に公開している資料（カタログや取扱説明書、仕様書、ホームページ）や、導入予定機器メーカー以外の第三者機関が導入予定機器を用いて行った実証実験にかかる記録が客観的かつ合理的な資料の例として挙げられますが、一般的には前者よりも後者の方が客観性及び合理性が高いものと判断されます。メーカーの社内実験結果の評価だけでは客観的及び合理的な資料とはなりません。

なお、いずれも事業場の現在行っている施術と導入予定機器を用いた施術を比較したものであることが必要です。機器更新について、更新前と更新後の機器の機能・性能により、同じ効果が得られる時間が短縮される場合には、その効果のメカニズムが客観的かつ合理的に証明されることが必要です。また、その効果によって労働者が直接行う業務の負担が軽減され、労働時間が短縮されることの疎明が必要です。